

# — お 知 ら せ —

令和3年4月1日以降に受付する開発行為許可申請より、雨水流出抑制施設は開発行為に関する工事完了検査の対象となります。

●自己居住用 ※変更なし

⇒基本的には、法第37条公告前承認で全ての排水施設を工事完了検査の対象といたします。ただし、『最終柵以外の排水施設については建築時施工』の文言を土地利用計画図等に記載することにより、開発区域の最終柵から一時放流先までの接続を最低限の工事完了検査の対象といたします。

●自己業務用、非自己業務用及び非自己居住用（主に長屋住宅）※変更なし

⇒今まで同様、法第37条公告前承認で全ての排水施設を工事完了検査の対象といたします。

●非自己居住用（主に分譲住宅）※変更あり

⇒開発許可申請時には、建物配置及び排水計画等は不確定な部分となりますが、雨水流出抑制施設の適正な設置及び治水対策の観点等から、建物配置等に影響がない位置（例えば、将来の駐車場予定スペース等）に雨水流出抑制施設を設置する設計としてもらいます。

⇒土地利用計画図等には、『最終柵及び雨水流出抑制施設以外の排水施設は建築時施工』と明記し、雨水流出抑制施設及び開発区域の最終柵から一時放流先までの接続を工事完了検査の対象といたします。

⇒小規模な分譲住宅については、法第37条公告前承認での対応も可能といたします。

手続きの詳細等につきましては、担当職員にお問合せください。

【問合せ先】久喜市役所 建設部都市計画課 開発指導係

電話 0480-22-1111（内）4665～4668